

愛着と誇りがもてる景観を未来へつなぐ

―「塩竈の景観を守り育てる条例」の一部を改正しました―

塩竈神社や海からの眺望景観を守り、港町・門前町の街並みなどの景観を育み、未来につないでいくため、『塩竈の景観を守り育てる条例』の一部を改正しました。

条例の改正に伴い、4月1日から届出手続きが変更になります。



届出手続き(4月1日以降)

右表の届出対象範囲(市内全域)において、行為着手の30日前までに都市計画課(荻番館庁舎2階)へ届出申請が必要です。

※届出申請前の事前協議や相談も、随時受け付けています。



「眺望景観保全地区」の指定

良好な眺望景観の保全が特に必要と認められる地区を『眺望景観保全地区』に指定し、眺望景観に影響を与えないよう、建築物や工作物の高さや色彩について基準を設定します。

届出対象範囲(市内全域)

	基準
■建築物 建築・増改築など	高さ10mを超えるもの
■工作物 建設・増改築など	高さ10mを超えるもの
■開発行為	面積1,000平方m以上のもの

眺望景観保全地区



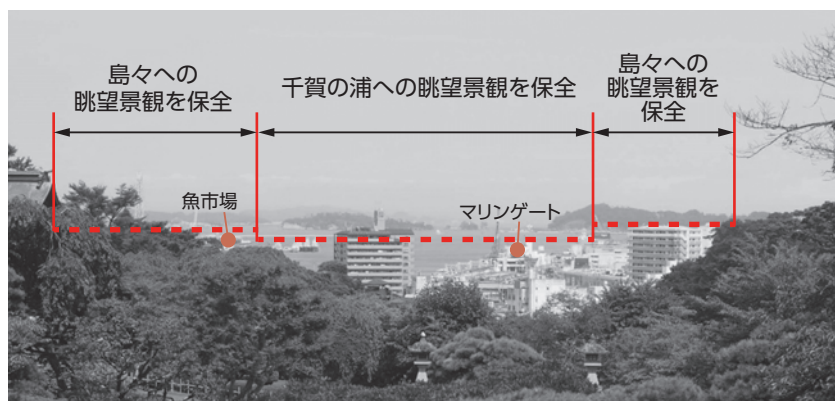
千賀の浦地区

宮町、北浜一丁目、北浜二丁目、北浜四丁目、新浜町一丁目、海岸通、港町一丁目、港町二丁目、貞山通一丁目の各一部

塩竈海道沿線地区

赤坂、西町、宮町、本町、海岸通の各一部

塩竈神社(視点場)から海への眺望



基準

① 高さ

塩竈神社(視点場)から海への眺望に影響を与えない高さとしします。
(左図の波線[- - - -]を上限としします)

② 色彩

極端な配色を抑え、色の種類や鮮やかさの基準を設定します。

※詳細については問い合わせください。

問 都市計画課まちづくり推進係
☎364-2510